

逗子市幼稚園・保育所等巡回相談事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、児童の集団の中での様子や発達上の課題について理解、共有、相談等を行い、保護者及び幼稚園・保育所等の職員を支援する巡回相談（以下「巡回相談」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 巡回相談の内容は、次のとおりとする。

- (1) 市内在住の児童及び保護者並びにその児童が所属する幼稚園、保育所等の機関の職員に対して行う相談及び支援（以下「直接支援巡回相談」という。）
- (2) 市内の幼稚園、保育所等の職員に対して行う相談及び支援（以下「機関支援巡回相談」という。）
- (3) その他関係機関からの依頼による必要な協力支援

(対象者)

第3条 巡回相談の対象者は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内在住の児童及び保護者
- (2) 市内の幼稚園、保育所等の機関の職員

(実施方法)

第4条 巡回相談の事業の実施方法は次のとおりとする。

- (1) 直接支援巡回相談は、幼稚園、保育所からの巡回相談申込書及び巡回訪問相談票の提出に基づき療育相談員及び療育専門員が実施する。
- (2) 機関支援巡回相談は、関係機関からの巡回相談申込書及び巡回訪問相談票に基づき療育相談員及び療育専門員が実施する。

2 前項の巡回相談の実施回数は、定期的に、または必要性に考慮して所属長が決定する。

(報告)

第5条 直接支援巡回相談の結果については、終了後速やかに面談、電話等により保護者に報告する。

2 本事業の終了後、速やかに巡回指導記録を作成し、所属長に報告する。

付則

この要領は、平成28年5月1日施行する。